

平成23年度経済産業省関係税制改正のポイント

法人実効税率の5%引下げ

▶我が国の立地競争力を高め、中核的製造拠点や研究開発拠点の海外流出を抑制し、対内直接投資を促進するため、法人実効税率を主要国並みに段階的に引き下げるべく、法人実効税率を5%引き下げる。これにより、我が国経済のデフレ脱却と雇用創出を図る。

【現行】
法人税率 30%
地方法人2税含め、
法人実行税率 40.7%

【改正後】
法人税率 25.5%
地方法人2税含め、
法人実行税率 35.6%

▶その際、財政健全化の観点にも配慮し、以下のとおり、課税ベースの拡大を図る。

(租税特別措置関係)

- 一 特別償却の廃止・縮減(事業革新設備等の特別償却の廃止、企業立地促進税制の縮減)
- 一 準備金の一部廃止(特別修繕準備金)
- 一 研究開発税制の縮減(税額控除上限30%→20%)等

(法人税本則関係)

- 一 減価償却の見直し(定率法250%→200%)
- 一 繰越欠損金の使用期限(大法人のみ8割)ただし、繰越期間を7年から9年に延長(過去3年分)
- 一 貸倒引当金の一部廃止(非金融・大法人)等

中小軽減税率の3%引下げ

▶雇用を支える中小企業の活性化を図るため、中小法人等の軽減税率について、現行の18%から15%に3%引き下げる。

【現行】
年800万円以下は
18%(本則22%)

【現行】
年800万円以下は
15%(本則22%)

▶その際、中小企業等基盤強化税制等の廃止とともに、中小企業投資促進税制の見直し(ソフトウェアの範囲)を行う。

▶中小企業については、欠損金の使用制限は設けず、現行どおり繰越欠損金を利用可能とする。(なお、欠損金の繰越期間は大企業と同様9年に延長する)

経済成長及び雇用確保を実現するための政策税制の充実

◆「アジア拠点化推進税制」の創設

▶グローバル企業の研究開発拠点等の国内立地を促進するため、アジア拠点化推進制度に基づく企業認定を前提として、思い切った税制優遇措置を講じる。

- (1) グローバル企業の研究開発拠点等について、雇用創出や投資拡大に関する要件を満たす場合、20%の所得控除を認める(5年間)。
→法人実効税率引下げとあわせ、**認定企業の税率は28.5%に**

- (2) 海外の親会社が認定企業の取締役等に付与したストックオプションに対する課税をすべてキャピタルゲイン課税(20%)の対象とする特例を措置。

(参考)「総合特区制度(国際戦略総合特区)」の創設
国際戦略総合特区内で地方公共団体の指定を受けた事業者に対し、特別償却、税額控除、又は5年間20%の所得控除を措置。

◆「グリーン投資減税」の創設等

▶強靱で持続可能なエネルギー社会の構築や低炭素型経済成長の実現に向けた起爆剤とすべく、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資<グリーン投資>を促進する制度を創設する。

- 一 特別償却：30%、税額控除：(中小企業のみ)7%
- 一 対象設備例：プラグインハイブリッド車、ハイブリッド建機、太陽光発電設備

▶太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を1年延長する。

◆「雇用促進税制」の創設

▶従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加させる等の要件を満たす法人について、増加1人当たり20万円の税額控除ができる制度を創設(税額控除上限10%(中小企業者等は20%))。

等

地球温暖化対策のための税(石油石炭税の課税強化)

▶我が国の温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO₂を2030年に30%削減(90年比)するための対策を抜本強化する観点から、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。

- 一 石油石炭税に、化石燃料のCO₂排出量に応じた税率を上乗せ。(税収規模：約2,400億円)
- 一 現下の厳しい経済状況を踏まえ、税率引上げは平成23年10月から開始し、足かけ5年にわたり3段階で実施。
- 一 税収は、エネルギー対策特別会計において、エネルギー起源CO₂排出抑制のために真に有効な対策に充当。
- 一 現行の原料用途の石油・石炭等の免税・還付措置は上乗せ税率についても適用。
- 一 その他、ソーダ産業の自家発電用石炭等について、上乗せ税率の免税・還付措置を創設。エネルギー集約産業や中小企業等には歳出により配慮。

◆原料用石油製品等に係る免税措置の恒久化・本則化

- ▶原料用途の石油石炭税の免税・還付措置については、2年間の延長。
- ▶原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討する。

◆車体課税について

▶車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

等

◎詳細は、経済産業省HP (<http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/zeisei23/101216ai.html>) を参照。